

佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金

事業承継前の経営者及び事業承継後の後継者の事業承継を契機とした商品開発や新規事業に伴う設備投資等を支援します！



補助対象事業

◆事業承継を契機とした体制整備に取り組む以下の事業

① **売上確保のための新たな商品開発・サービス導入**

(例：他業種等とのコラボ商品の開発、タブレット等を活用した注文サービスの導入、その他事業価値の改善につながる事業 等)

② **新規事業のための設備投資**

(例：商品管理システムの導入、ITシステム内蔵型設備の導入、その他事業価値の改善につながる事業 等)

③ **事業承継に向けて、上記①又は②に取り組む事業者が第三者承継に取り組む事業**

(例：企業価値算定、デューデリジェンス 等)

補助率・上限額

対象事業	補助率	補助上限額
①商品開発、②設備投資	1 / 2 以内	100万円
③第三者承継に取り組む事業	1 / 2 以内	100万円

佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金

補助対象者

◆県内に所在する中小企業（法人・個人事業主）

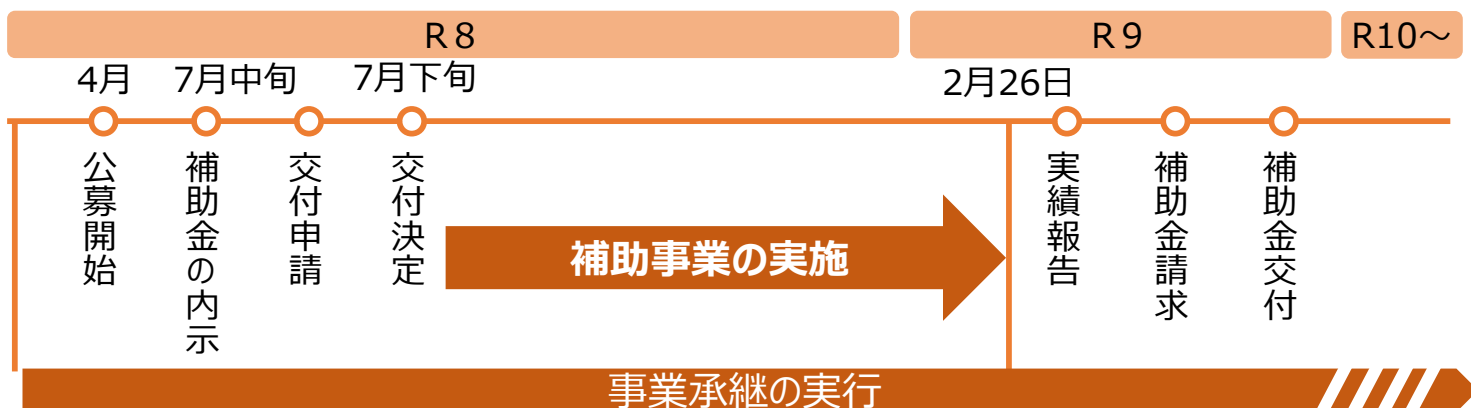
業種分類	中小企業者の定義		
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※ 令和5年4月1日以降に事業承継をおこなった、または、今後5年以内を目途に事業承継を予定されている中小企業が対象となります。

補助対象経費

対象事業	補助対象経費
①、②	専門家謝金、専門家旅費、デザイン料、原材料費、製造・改良・加工費、開発費、調査研究費、技術導入費、クラウド利用料、機械装置費、外注加工費、委託費、通信運搬費、借損料、雑役務費、資料購入費、改修・改装費 等
③	専門家謝金、専門家旅費、委託費、通信運搬費、借損料、雑役務費、手数料 等

スケジュール



公募締切：令和8年6月26日（金曜日）

本補助金の詳細については、ホームページでご確認ください。申請書類などのダウンロードもこちらのページからできます。
<<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00395874/index.html>>

佐賀県産業労働部産業政策課（経営担当） ☎0952-25-7585